2　前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3　多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

第九十条第一項中「多機能型児童デイサービス事業」を「多機能型児童発達支援事業等」に、「指定障害福祉サービス基準」を「指定通所支援基準」に改め、「される職員」の下に「（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）」を加える。

（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十七条　障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　就労継続支援Ｂ型　十人以上

第十一条第一項第二号イの(2)の㈠を次のように改める。

㈠　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)　(i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i)　平均障害程度区分が四未満　利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数

(ii)　平均障害程度区分が四以上五未満　利用者の数を五で除した数

(iii)　平均障害程度区分が五以上　利用者の数を三で除した数

(ロ)　(イ)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

第十一条第一項第六号イの(1)中「又は就労移行支援を受ける利用者」を「、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　就労継続支援Ｂ型を行う場合

イ　就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　職業指導員及び生活支援員

㈠　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

㈡　職業指導員の数は、一以上とする。

㈢　生活支援員の数は、一以上とする。

(2)　サービス管理責任者　㈠又は㈡に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める数

㈠　利用者の数が六十以下　一以上

㈡　利用者の数が六十一以上　一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ　イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ　イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十一条第二項ただし書中「指定を受ける」を「事業を開始する」に改め、同条第三項中「若しくは就労移行支援」を「、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型」に改める。

第十二条第一項中「並びに第五号ハ」を「、第五号ハ」に改め、「及びニ」の下に「並びに第六号ロ」を加え、同条第二項中「並びに第五号イ(3)」を「、第五号イ(3)」に改め、「ロ(2)及びホ」の下に「並びに第六号イ(2)及びハ」を加える。

第十三条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」に改める。

第十八条第二項中「、その有する能力」を削る。

第二十条第二項中「（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十二条第二項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」に改め、「、その有する能力を活用することにより」を削る。

第二十四条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」に改め、同条に次の三項を加える。

2　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第二十六条第二項中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援Ｂ型」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

第二十七条に次の一項を加える。

2　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第二十八条中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援Ｂ型」を加える。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除